保存版

令和8年1月改訂

入湯税　特別徴収の手引

安曇野市

〒399-8281　長野県安曇野市豊科 6000 番地
TEL 0263-71-2000（代表）　FAX 0263-71-5000（代表）

お問い合わせ先

ご不明な点などがありましたら、下記までお問い合わせください。

安曇野市役所　税務課　諸税係
TEL　0263-71-2484（直通）　FAX　0263-72-2065（直通）

— 目　次 —

１　はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１　ページ

２　入湯税の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２　ページ

３　納税義務者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３　ページ

４　課税免除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３　ページ

５　税率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４　ページ

６　徴収の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４　ページ

７　特別徴収義務者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４　ページ

８　特別徴収の手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４　ページ

９　延滞金・加算金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５　ページ

１０　鉱泉浴場の経営開始申告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６　ページ

１１　帳簿（徴収原簿）の記帳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６　ページ

１２　入湯税に係る調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６　ページ

１３　申告書等の様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７～　ページ

１４　入湯税に関するQ&A・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９～　ページ

１５　参考資料（条例の規定等抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１～　ページ

１　はじめに

入湯税は、鉱泉浴場（温泉施設）の入湯客にご負担いただく税金です。

また、地方税法及び安曇野市税条例の規定により、入湯税は「特別徴収の方法によって徴収する。」（条例第144条）とされているため、鉱泉浴場の経営者は特別徴収義務者として入湯客から入湯税を徴収し、毎月、安曇野市に申告納入する必要があります。

鉱泉浴場の経営者の皆様におかれましては、この手引きをご覧いただき、入湯税の徴収方法や申告納入の手続きについてご理解いただくとともに、入湯税の適正な課税及び徴収にご理解いただきますようお願いいたします。

2　入湯税の概要

入湯税は、『環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てる』ための目的税で、鉱泉浴場（温泉施設）において入湯される方に対し、課税するものです。

≪制度の概要≫

入湯税の納税義務者 (条例第 141 条)	市内の鉱泉浴場（温泉施設）において**入湯した入湯客**
課税されない方 （課税免除） (条例第 142 条)	(1) 学校教育法第 18 条に規定する学齢児童及び就学前の者 (2) 共同浴場に入湯する者 (3) 社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設において入湯する者 (4) 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）の行事として行われる修学旅行、競技会等に参加する児童及び生徒並びに引率の教職員 (5) 震災等の災害が発生した場合において、日帰り入浴等の無料招待を受けて当該施設の浴場に入湯する被災者
入湯税の税率 (条例第 143 条)	(1) 宿泊入湯客 （1 泊） 150 円 （連泊の場合は、連泊分の入湯税を徴収してください。 例：2名が2連泊した場合 150 円×2 名×2 日＝600 円） (2) 日帰り入湯客（1 日） 50 円 （日帰り客は、宴会の有無に関わらず入湯行為が行われた場合のみ）
徴収の方法	特別徴収（地方公共団体以外の者が、地方公共団体に代わって地方税を徴収する）の方法によります。
特別徴収義務者	鉱泉浴場（温泉施設）の経営者で、市長が指定した方となります。
特別徴収の手続	特別徴収義務者は、入湯客から入湯税を徴収し、毎月末日までに前月分の入湯者数、税額その他必要な事項を記載した「入湯税納入申告書」を提出するとともに、徴収した入湯税を納入してください。
特別徴収義務者の申告	(1) 鉱泉浴場を経営しようとする方は、経営開始の日の前日までに、必要な事項を記載した「鉱泉浴場の経営開始申告書」を安曇野市長あてに提出してください。 (2) 申告した事項に異動があった場合は、直ちにその旨を「鉱泉浴場の経営開始（変更）申告書」により申告してください。
入湯税に係る帳簿記載義務等	特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を帳簿に記載し、記載の日から 1 年間保存することが安曇野市税条例により義務付けられていますが、可能な限り 5 年間保存してください。

≪入湯税申告納入の流れ≫

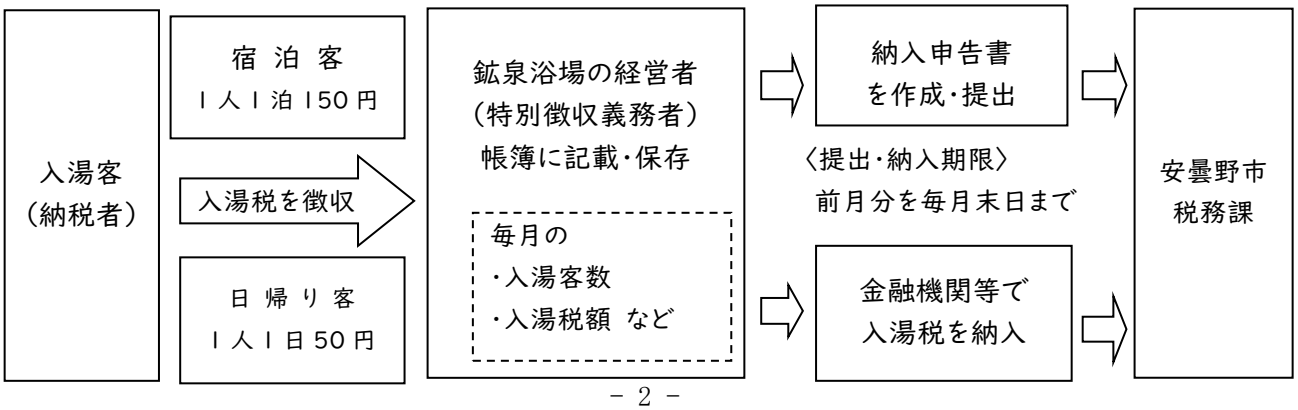

３　納税義務者

市内の鉱泉浴場（温泉施設）において入湯した方です。
※「鉱泉浴場とは」原則として温泉法に規定する温泉を利用する入浴施設をいい、「温泉」とは、温泉法において「地中から湧出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガスで１定の温度又は物質を有するもの」とされています。
※温泉を他から運んで来るいわゆる「運び湯」も入湯税の対象になります。

４　課税免除（税条例第 142 条）

次のいずれかに該当する方については、入湯税の課税が免除されます。
（次の 1.4.5 については）納入申告書に課税免除者数として記入し、提出してください。

１．学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 18 条に規定する学齢児童及び就学前の者

小学生以下の年齢に相当する場合は、課税が免除されます。

2．共同浴場に入湯する者

共同浴場とは	業として経営される浴場でないもので、寮、社宅、療養所等に付設され日常の利用に供される施設をいいます。

3．社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第2条第１項に規定する社会福祉事業の用に供する施設において入湯する者

社会福祉事業の用に供する施設（社会福祉施設）に設置された鉱泉浴場の利用は、保健衛生上の見地から日常生活上で必要であるため課税が免除されます。 社会福祉施設とは、老人ホームやデイサービス施設等をいいます。

4．学校教育法第１条に規定する学校（大学を除く。）の行事として行われる修学旅行、競技会等に参加する児童及び生徒並びに引率の教職員

学校とは	学校教育法第１条で規定する学校のうち、大学を除くものを対象とし、具体的には幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校をいいます。 〈注〉いわゆる専門学校（専修学校、各種学校）や海外の学生や生徒等は、学校行事であっても免除の対象になりません。
修学旅行、競技会等とは	教職員の引率のもと実施される学校教育の１環として行われる行事、教育活動をいいます。 ①　学校が編成した教育課程に基づく授業（修学旅行・集団宿泊活動など、校外での授業） ②　学校の教育計画に基づく課外指導（部活動の大会への参加、合宿等）
引率の教職員とは	学校長が認めた引率する教師や部活動におけるコーチやスポーツトレーナーなどの学校関係者。また、心身の障がい等により介助を必要とする児童生徒等の介助をする看護師や保護者等を含みます。 〈注〉旅行業者の添乗員やカメラマン、競技会応援のために参加する保護者などは該当しません。

5．震災等の災害が発生した場合において、日帰り入浴等の無料招待を受けて当該施設の浴場に入湯する被災者

無料招待とは	入湯税の特別徴収義務者の判断により、震災等による被災者に対し無料招待等を行った場合をいいます。
被災者とは	災害等により、日常生活に対し被害を受けた者をいいます。

5　税　率

(1) 宿泊入湯客　　1日1泊につき　150円
(2) 日帰り入湯客　1人1日につき　50円

※　同1の鉱泉浴場であれば入湯回数を問わず、宿泊する方は1泊につき、日帰りの方は1日につき　1　回の入湯税が課税されます。

※　複数の鉱泉浴場において入湯する場合には、それぞれの鉱泉浴場ごとに課税されます。

6　徴収の方法

入湯税の徴収は特別徴収の方法によります。

※　「特別徴収の方法」とは、地方税法及び安曇野市税条例の規定により指定された特別徴収義務者の方に、納税義務者から税金を徴収していただき、安曇野市に納入していただく方法です。

7　特別徴収義務者

鉱泉浴場（旅館など）を経営されている方で、市長が指定した方です。

8　特別徴収の手続

前月中に入湯客から徴収していただいた納入金については、**毎月月末までに**納入申告書をご提出いただくとともに納入金額を、金融機関等を通じて納入書等により納入してください。

(1) 納入申告書の提出

毎月末日までに、前月分の入湯客数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を安曇野市長あてに提出してください。

※　納入申告書が郵便又は信書便により提出されたときは、郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日に提出があったものとみなします。（申告書等の控えの返信を希望される場合は、返信用の封筒・切手を同封していただきますようお願いします。）

※　提出期限後に納入申告書の提出があった場合には、不申告加算金が課される場合がありますので、必ず期限内の申告をお願いします。

(2) 納入書による納入

納入金については、毎月月末までに納入申告書に記載した前月分の徴収税額を、次の金融機関等を通じて納入書により納入してください。

■安曇野市の指定金融機関等（順不同）■

・八十二長野銀行　・あづみ農業協同組合　・松本ハイランド農業協同組合　・長野県信用組合
・松本信用金庫　・長野県労働金庫　・ゆうちょ銀行又は郵便局（長野・新潟県内に限る）
・市役所本庁舎会計課、各支所
※上記以外の金融機関での納付をご希望の場合は担当までお問い合わせください。

(3) 電子申告・電子納付

令和5年　10　月から地方税ポータルサイト（eLTAX：エルタックス）を利用し、インターネットによる入湯税の電子申告・電子納付が可能になりましたので、ぜひご利用ください。

詳細は eLTAX のホームページ（外部サイト）を確認してください。

９　延滞金・加算金

（1）延滞金

納期限内に納入されない場合は、納入期限の翌日から納入した日までの期間の日数に応じて延滞金がかかる場合があります。

ア　納期限の翌日から1月を経過する日まで･･･

各年の延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合か、年 7.3%のいずれか低い割合を乗じて計算した金額

イ　アの翌日以降…

延滞金特例基準割合に 7.3%を加算した割合か、年 14.6%のいずれか低い割合を乗じて計算した金額

※【延滞金特例基準割合】とは、

銀行の短期貸出約定平均金利を基にして財務大臣が告示する割合(令和8年中は 0.8%)＋1%

（2）加算金

過小な申告があった場合には過少申告加算金が、期限までに申告をされなかった場合には不申告加算金が課されます。加算金が課される割合は以下のとおりです。

区　分	加算金が課される場合	加算金の割合
過少申告加算金	期限までに申告があり、その税額が実際の税額より少ないため、更生があった場合（法第 701 条の 12 第 1 項）	不足税額×10%（不足税額のうち、期限までに申告した税額又は 50 万円のいずれか多い金額を超える部分については、5%を加算）
不申告加算金	期限後に申告があった場合又は期限までに申告がないため、決定があった場合（法第 701 条の 12 第 2 項第 1 号）	納入すべき税額×15%（納入すべき税額のうち、50 万円を超える部分については、5%を加算（法第 701 条の 12 第 3 項））
	期限後に申告があり、その税額が実際より少ないため、更生があった場合（法第 701 条の 12 第 2 項第 2 号）	
	決定後に、その税額が実際の税額より少ないため、更生があった場合（法第 701 条の 12 第 2 項第 3 号）	
	期限後に申告があった場合で、決定があるべきことを予知したものでないとき（法第 701 条の 12 第6項）	納入すべき税額×5%
重加算金	2重帳簿等によって故意に税金を免れようとした場合で、期限内に申告しているとき（法第 701 条の 13 第 1 項）	不足税額×35%
	不申告や期限後に申告があった場合で、2重帳簿等によって故意に税額を免れようとしたとき（法 701 条の 13 第 2 項）	収納すべき税額×40%

※法：地方税

１０　鉱泉浴場の経営開始申告書

鉱泉浴場を経営しようとするときや、経営申告内容に変更があった場合は、「鉱泉浴場の経営開始（変更）申告書」（以下「申告書」といいます。）に必要事項を記入し、安曇野市長あて提出してください。

(1) 新たに鉱泉浴場を経営しようとするとき

鉱泉浴場を経営しようとする方は、経営を開始する日の前日までに、申告書を提出してください。

なお、申告書を提出する場合は次の書類を添付してください。（入湯税を徴収していただく必要がある鉱泉浴場かどうかの確認に使用します。）

〈添付書類〉
・温泉利用許可証の写し
・公衆浴場営業許可証の写し（鉱泉浴場が公衆浴場である場合）
・旅館業営業許可書の写し（鉱泉浴場を備えたホテル、旅館等である場合）
・施設の利用料金がわかる書類

(2) 申告した内容に異動があったとき

経営されている方や施設の内容等、これまでに申告いただいた内容に変更があった場合には、直ちにその旨を記載した申告書を提出してください。

１１　帳簿（徴収原簿）の記帳

特別徴収義務者（鉱泉浴場の経営者）は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を記帳し、その記載の日から1年間保存しなければならないと定められています（市税条例第 150 条）が、更正等が生じる場合も考慮し、帳簿は可能な限り5年間保管をお願いします。

１２　入湯税に係る調査

安曇野市では、入湯税の適正・公平な課税の確保及び公平な税負担を図る観点から、電話等による口頭での確認のほか、書面による調査、実地調査を行っています。

調査の際には、関係する資料（帳簿等）の提示をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。

なお、現地調査の前には、事前に文書等で調査の依頼をさせていただきます。

１３　申告書等の様式

様式は、安曇野市ホームページ「税務課の申請書（記事 ID:76350）」「入湯税（記事 ID:58825）」に、掲載しています。

▼様式第 106 号（第 30 条関係）

（提出用）

入　湯　税　納　入　申　告　書

登録番号	

年　　月　　日

（宛先） 安曇野市長

特別徴収義務者

氏 名

個人番号又は法人番号													

安曇野市税条例第145条　第3項　の規定により、下記のとおり入湯税の納入について申告します。

記

営業の種類			商　　号		
営業所所在地			営業主	住 所（所在地）	
				氏 名（名 称）	
課税標準	150円		税　　額		
	50円				

年　　月 分入湯税納入明細書

日	課税標準				税額	課税免除	日	課税標準				税額	課税免除
	150円	50円	円	計				150円	50円	円	計		
1	人	人	人	人	円	人	16	人	人	人	人	円	人
2							17						
3							18						
4							19						
5							20						
6							21						
7							22						
8							23						
9							24						
10							25						
11							26						
12							27						
13							28						
14							29						
15							30						
							31						
							計						

▼様式第107号（第30条関係）

様式第107号（第30条関係）

受付印

特別徴収義務者指定番号	

鉱泉浴場の経営開始（変更）申告書

（宛先）　安曇野市長

申告者（特別徴収義務者）　所在地（住所）
名称（事業所名等）
代表者氏名
電話番号
法人番号又は個人番号

安曇野市税条例第149条の規定により申告します。

鉱泉浴場の所在地及び名称	所在地　安曇野市 名　称 電話番号
異動事項 該当番号を○で囲んでください。	1　新規開始　4　特別徴収義務者変更 2　長期休業　5　代表者変更 3　閉　鎖　6　鉱泉浴場所在地・名称変更 7　その他（　　）
異動事項の発生年月日	年　月　日
異動事項の内容	
保健所の許可番号	

※1　新規開始の場合、「異動事項の発生年月日」欄に開始年月日を、「保健所の許可番号」欄に保健所の許可番号を記入してください。

※2　各種変更の場合、「異動事項の発生年月日」欄に変更年月日を、「異動事項の内容」欄に変更前及び変更後の内容を、「保健所の許可番号」欄に保健所の許可番号を記入してください。

※3　長期休業又は閉鎖の場合、「異動事項の発生年月日」欄に休業又は閉鎖年月日を、休業期間が定まっている場合は「異動事項の内容」の欄に再開予定年月日を記入してください。

１４　入湯税に関するＱ＆Ａ

Q：日帰り利用施設をご利用された方から、浴場（お風呂場）は利用したけれど鉱泉（温泉）を使った浴槽には入っていないとの申し出がありました。この場合、入湯税は課税されますか。

A：
入湯税は、温泉を使った浴槽の利用の有無にかかわらず、鉱泉浴場（温泉を使用した浴槽を備えた浴場）を利用された方に入湯税が課税されます。

Q：法事や忘年会で利用してもらう場合には、料理のみを提供することが多いのですが、入湯税の課税対象となるのでしょうか。また、希望される方には別料金で入湯に必要な料金を頂いていますが、この場合の取り扱いはどうなりますか。

A：
食事のみの提供で入湯がない場合には、入湯税の課税対象となりません。また、別料金で頂く場合には課税対象となります。
ただし、事実上、自由に入湯ができ入湯された場合や、入湯に必要な料金が割引となっている場合などには、入湯税の対象となります。

Q：宿泊のお客様から、病気や怪我のため入湯しなかったとの申し出がありました。この場合、入湯税は課税されますか。
また、入湯しているかどうかの判断はどのようにすればよいですか。

A：
入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課税されるものです。したがって、入湯していない場合は、入湯税を徴収することはできません。入湯税をあらかじめ預かっているような場合には、精算の際に返金していただく必要があります。
このような場合は、毎月申告していただく宿泊者数からは除いてください。
入湯しているかどうかの判断については、社会通念から温泉旅館等の利用者が鉱泉浴場に入湯しないことは考えにくく、また、個々の宿泊者が入湯したかどうかを個別に把握することは現実的には困難であると考えられることから、実務的には、入湯していないという申し出がない限りは入湯したものと推定して入湯税を徴収するものとしてください。

Q：修学旅行の引率者について、入湯税の課税を免除することができますか。また、随行の添乗員やカメラマン等は引率者に含めることができますか。

A：
引率の教職員については、入湯税の課税を免除することができます。
引率の教職員とは、学校教育上の観点から生徒の引率を行う教職員をいいます。また、心身の障がい等により介助を必要とする児童生徒の介助を行う看護及び介護職員、保護者を含みます。
なお、旅行業者の添乗員やカメラマン等は含みません。
また、入湯税が免除される引率者は、当該学校が主催する修学旅行を現に引率している方に限り、修学旅行の事前調査のために宿泊された方等については該当しません。（引率者に該当しない。）

Q：高等学校を卒業した方を対象として、当該学校が主催する旅行に参加する者及び引率者は、修学旅行、競技会等に参加児童及び生徒並びに引率の教職員に該当し、課税免除の対象となりますか。

A：
学校の行事とは、課税免除となる学校が、当該学校の児童・生徒を対処として主催する行事をいいます。
卒業生及びその引率者については、課税免除の対象とはなりません。

Q：クーポン券やクレジツトカード等を利用して宿泊料を支払われたお客様の入湯税については、決済日に計上して申告することができますか。また、連泊のお客様の入湯税については、精算日にまとめて計上することができますか。

A：
クーポン券やクレジツトカードを利用して宿泊料を支払われたお客様の入湯税については、宿泊日当日に計上するようお願いします。また、連泊のお客様の入湯税についても、宿泊当日の計上をお願いします。

Q：入湯税を申告しなかったり、納入しなかったりした場合はどうなりますか。

A：
地方税法及び安曇野市税条例により、特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出し、及びこの納入金を納入書によって納入しなければならないとされています。
期限までに申告しない、過小な申告をした場合には、加算金が課されることがあり、期限までに納入がない場合は、税金のほかに延滞金を納めていただくことがあります。
期限までに納入されず、督促されてもなお完納されない場合は、他の特別徴収義務者との公平の観点から、財産の差押え等の滞納処分を行うこととなりますので、適正な申告と納入をお願いします。

Q：入湯税の使途について知りたいです。

A：
入湯税の使途については、市ホームページでご確認ください。検索方法は次の2通りあります。
① 記事 ID 検索「記事 ID：64899」
② タイトルから検索「地方消費税交付金（社会保障財源化分）及び入湯税の使途について」
また、特別徴収義務者の方で、「入湯税の使途」資料の配布を希望される場合はお申し出ください。

15　参考資料（条例の規定等）

○安曇野市税条例（抜粋）

平成17年10月1日条例第81号

第3章　目的税

第1節　入湯税

（入湯税の納税義務者等）

第141条　入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。

（入湯税の課税免除）

第142条　次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第45号）第18条に規定する学齢児童及び就学前の者

(2) 共同浴場に入湯する者

(3) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設において入湯する者

(4) 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）の行事として行われる修学旅行、競技会等に参加する児童及び生徒並びに引率の教職員

(5) 震災等の災害が発生した場合において、日帰り入浴等の無料招待を受けて当該施設の浴場に入湯する被災者

（入湯税の税率）

第143条　入湯税の税率は、入湯客1人1日について、それぞれ次の各号に定める額とする。

(1) 宿泊入湯客（1泊）　150円

(2) 日帰り入湯客（1日）　50円

2　前項の宿泊とは旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第5項の宿泊をいう。

（入湯税の徴収の方法）

第144条　入湯税は、特別徴収の方法によって徴収する。

（入湯税の特別徴収の手続）

第145条　入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。

2　前項の特別徴収義務者は、鉱泉浴場における入湯客が納付すべき入湯税を徴収しなければならない。

3　第1項の特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出し、及びこの納入金を納入書によって納入しなければならない。

第146条及び第147条　削除

（入湯税に係る不足金額等の納入の手続）

第148条　入湯税の特別徴収義務者は、法第701条の10、第701条の12又は第701条の13の規定に基づく納入の告知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に指定する期限までに、納入書によって納入しなければならない。

（入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告）

第149条　鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2) 鉱泉浴場施設の所在地

(3) 前2号に掲げるものを除くほか、市長において必要と認める事項

（入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等）

第150条　入湯税の特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を帳簿に記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、その記載の日から1年間これを保存しなければならない。

（入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罪）

第151条　前条第1項の規定によって、帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をした場合又は同条第2項の規定によって保存すべき帳簿を1年間保存しなかった場合においては、その者に対し、3万円以下の罰金刑を科する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

○安曇野市税に関する規則（抜粋）

平成17年10月1日規則第42号

第8章　入湯税

（入湯税の文書の様式）

第30条　入湯税に係る文書の様式は、次の表の左欄に掲げる文書について、それぞれ右欄に定めるところによるものとする。

文書の種類		様式番号
文書名	根拠規定	
入湯税納入申告書	条例第145条第3項	様式第106号
鉱泉浴場の経営開始（変更）申告書	条例第149条	様式第107号

○地方税法

昭和25年法律第226号

第4節　入湯税

（入湯税）

第701条　鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする。

（入湯税の税率）

第701条の2　入湯税の税率は、入湯客1人1日について、150円を標準とするものとする。

（入湯税の徴収の方法）

第701条の3　入湯税の徴収については、特別徴収の方法によらなければならない。

（入湯税の特別徴収の手続）

第701条の4　入湯税を特別徴収によつて徴収しようとする場合においては、浴場の経営者その他徴収の便宜を有する者を当該市町村の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

2　前項の特別徴収義務者は、当該市町村の条例で定める納期限までにその徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他条例で定める事項を記載した納入申告書を市町村に提出し、及びその納入金を当該市町村に納入する義務を負う。

3　前項の規定によつて納入した納入金のうち入湯税の納税者が特別徴収義務者に支払わなかつた税金に相当する部分については、特別徴収義務者は、当該納税者に対して求償権を有する。

4　特別徴収義務者が前項の求償権に基いて訴を提起した場合においては、市町村の徴税吏員は、職務上の秘密に関する場合を除くほか、証拠の提供その他必要な援助を与えなければならない。

（徴税吏員の入湯税に関する調査に係る質問検査権）

第701条の5　市町村の徴税吏員は、入湯税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第1号の者の事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第1項第1号及び第2号において同じ。）その他の物件を検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

（1）特別徴収義務者

（2）納税義務者又は納税義務があると認められる者

（3）前2号に掲げる者以外の者で当該入湯税の賦課徴収に関し直接関係があると認められるもの

2　前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3　市町村の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第1項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

4　入湯税に係る滞納処分に関する調査については、第1項の規定にかかわらず、第701条の18第6項の定めるところによる。

5　第1項又は第3項の規定による市町村の徴税吏員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（入湯税に係る検査拒否等に関する罪）

第701条の6　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

(1) 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

(2) 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

(3) 前条の規定による徴税吏員の質問に対し、答弁をしないとき、又は虚偽の答弁をしたとき。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

（入湯税の脱税に関する罪）

第701条の7　第701条の4第2項の規定により徴収して納入すべき入湯税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつたときは、その違反行為をした者は、5年以下の拘禁刑若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　前項の納入しなかつた金額が100万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、100万円を超える額でその納入しなかつた金額に相当する額以下の額とすることができる。

3　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第一項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

4　前項の規定により第1項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

第701条の8　削除

（入湯税に係る更正及び決定）

第701条の9　市町村長は、第701条の4第2項の規定による納入申告書の提出があつた場合において、当該納入申告に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正することができる。

2　市町村長は、特別徴収義務者が前項の納入申告書を提出しなかつた場合においては、その調査によつて、納入申告すべき課税標準額及び税額を決定することができる。
3　市町村長は、前2項の規定によつて更正し、又は決定した課税標準額又は税額について、調査によつて、過大であることを発見した場合又は過少であり、かつ、過少であることが特別徴収義務者の詐偽その他不正の行為によるものであることを発見した場合に限り、これを更正することができる。
4　市町村長は、前3項の規定によつて更正し、又は決定した場合においては、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。
（入湯税に係る不足金額及びその延滞金の徴収）
第701条の10　市町村の徴税吏員は、前条第1項から第3項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足金額（更正による納入金の不足額又は決定による納入金額をいう。以下入湯税について同じ。）があるときは、同条第4項の通知をした日から1月を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。
2　前項の場合においては、その不足金額に第701条の4第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下入湯税について同じ。）の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。
3　市町村長は、特別徴収義務者が前条第1項又は第2項の規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。
（納期限後に申告納入する入湯税に係る納入金の延滞金）
第701条の11　入湯税の特別徴収義務者は、第701条の4第2項の納期限後にその納入金を納入する場合においては、当該納入金額に、同項の納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納入しなければならない。
2　市町村長は、特別徴収義務者が第701条の4第2項の納期限までに納入金を納入しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。
（入湯税に係る納入金の過少申告加算金及び不申告加算金）
第701条の12　納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合（納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第8項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。）において、第701条の9第1項又は第3項の規定による更正があつたときは、市町村長は、当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由がないと認める場合には、当該更正による不足金額（以下この項において「対象不足金額」という。）に100分の10の割合を乗じて計算した金額（当該対象不足金額（当該更正前にその更正に係る入湯税について更正があつた場合には、その更正による不足金額の合計額（当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額とし、当該入湯税について当該納入すべき金額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。）が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と50万円とのいずれか多い金額を超えるときは、その超える部分に相当する金額（当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額）に100分の5の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。）に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。
2　次の各号のいずれかに該当する場合には、市町村長は、当該各号に規定する納入申告、決定又は更正により納入すべき税額に100分の15の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、納入申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

(1)　納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第701条の9第2項の規定による決定があつた場合

(2) 納入申告書の提出期限後にその提出があつた後において第701条の9第1項又は第3項の規定による更正があつた場合

(3) 第701条の9第2項の規定による決定があつた後において同条第3項の規定による更正があつた場合

3　前項の規定に該当する場合（同項ただし書又は第8項の規定の適用がある場合を除く。次項及び第5項において同じ。）において、前項に規定する納入すべき税額（同項第2号又は第3号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該入湯税に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第701条の9第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定により納入すべき税額の合計額（当該納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。次項において「累積納入税額」という。）を加算した金額。次項において「加算後累積納入税額」という。）が50万円を超えるときは、前項に規定する不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当する金額（同項に規定する納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入すべき税額）に100分の5の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4　第2項の規定に該当する場合において、加算後累積納入税額（当該加算後累積納入税額の計算の基礎となつた事実のうちに同項各号に規定する納入申告、決定又は更正前の税額の計算の基礎とされていなかつたことについて当該特別徴収義務者の責めに帰すべき事由がないと認められるものがあるときは、その事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）が300万円を超えるときは、同項に規定する不申告加算金額は、前2項の規定にかかわらず、加算後累積納入税額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額から累積納入税額を当該各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額とする。

(1) 50万円以下の部分に相当する金額　100分の15の割合

(2) 50万円を超え300万円以下の部分に相当する金額　100分の20の割合

(3) 300万円を超える部分に相当する金額　100分の30の割合

5　第2項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する不申告加算金額は、前3項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第2項に規定する納入すべき税額に100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(1) 納入申告書の提出期限後のその提出（当該納入申告書に係る入湯税について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものに限る。次号において同じ。）又は第701条の9第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して5年前の日までの間に、入湯税について、不申告加算金（次項の規定の適用があるものを除く。同号において同じ。）又は重加算金（次条第3項第1号において「不申告加算金等」という。）を徴収されたことがある場合

(2) 納入申告書の提出期限後のその提出又は第701条の9第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定に係る入湯税の特別徴収義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に特別徴収義務が成立した入湯税について、不申告加算金若しくは重加算金（次条第2項の規定の適用があるものに限る。）（以下この号及び次条第3項第2号において「特定不申告加算金等」という。）を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

6　納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該納入申告書に係る入湯税について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該納入申告書に係る税額に係る第2項に規定する不申告加算金額は、同項から第4項までの規定にかかわらず、当該税額に100分の5の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

7　市町村長は、第1項の規定により徴収すべき過少申告加算金額又は第2項の規定により徴収すべき不申告加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

8　第2項の規定は、第6項の規定に該当する納入申告書の提出があつた場合において、その提出が、納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、納入申告書の提出期限から1月を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

（入湯税に係る納入金の重加算金）

第701条の13　前条第1項の規定に該当する場合において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は1部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて納入申告書又は第20条の9の3第3項に規定する更正請求書（次項において「更正請求書」という。）を提出したときは、市町村長は、政令で定めるところにより、前条第1項に規定する過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足金額に100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

2　前条第2項の規定に該当する場合（同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。）において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は1部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて納入申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は納入申告書の提出期限後にその提出をし、若しくは更正請求書を提出したときは、市町村長は、同項に規定する不申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき税額に100分の40の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

3　前2項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれか（第1項の規定に該当する場合にあつては、第1号）に該当するときは、前2項に規定する重加算金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第1項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき更正による不足金額に、前項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき税額に、それぞれ100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(1) 前2項に規定する課税標準額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき納入申告書の提出期限後のその提出又は第701条の9第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して5年前の日までの間に、入湯税について、不申告加算金等を徴収されたことがある場合

(2) 納入申告書の提出期限後のその提出又は第701条の9第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定に係る入湯税の特別徴収義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に特別徴収義務が成立した入湯税について、特定不申告加算金等を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

4　市町村長は、前2項の規定に該当する場合において、納入申告書の提出について前条第6項に規定する理由があるときは、当該納入申告に係る税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しない。

5　市町村長は、第1項又は第2項の規定により徴収すべき重加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

第701条の14　削除

第701条の15　削除

（入湯税に係る督促）

第701条の16　特別徴収義務者が納期限（更正又は決定があつた場合においては、不足金額の納期限をいう。以下入湯税について同じ。）までに入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後20日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

2　特別の事情がある市町村においては、当該市町村の条例で前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

（入湯税に係る督促手数料）

第701条の17　市町村の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、当該市町村の条例の定めるところによつて、手数料を徴収することができる。

（入湯税に係る滞納処分）

第701条の18　入湯税に係る滞納者が次の各号の1に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該入湯税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

(1) 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

(2) 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2　第2次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第1号中「督促状」とあるのは、「納入の催告書」とする。

3　入湯税に係る地方団体の徴収金の納期限後第1項第1号に規定する10日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第13条の2第1項各号の1に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直にその財産を差し押えることができる。

4　滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関（破産法第104条第1号に掲げる請求権に係る入湯税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）に対し、滞納に係る入湯税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5　市町村の徴税吏員は、第1項から第3項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第86条第1項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。

6　前各項に定めるものその他入湯税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

7　前各項の規定による処分は、当該市町村の区域外においても行うことができる。

（入湯税に係る滞納処分に関する罪）

第701条の19　入湯税の特別徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、若しくは市町村の不利益に処分し、その財産に係る負担を偽つて増加する行為をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をしたときは、その者は、3年以下の拘禁刑若しくは250万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　特別徴収義務者の財産を占有する第3者が特別徴収義務者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、同項と同様とする。

3　情を知つて前2項の行為につき特別徴収義務者又はその財産を占有する第3者の相手方となつたときは、その相手方としてその違反行為をした者は、2年以下の拘禁刑若しくは150万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前3項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

（国税徴収法の例による入湯税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪）

第701条の20　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第701条の18第6項の場合において、国税徴収法第141条の規定の例により行う市町村の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をしたとき。

(2) 第701条の18第6項の場合において、国税徴収法第141条の規定の例により行う市町村の徴税吏員の帳簿書類（同条に規定する帳簿書類をいう。次号において同じ。）その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

(3) 第701条の18第6項の場合において、国税徴収法第141条の規定の例により行う市町村の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録

をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

（国税徴収法の例による入湯税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪）

第701条の21　第701条の18第6項の場合において、国税徴収法第99条の2（同法第109条第4項において準用する場合を含む。）の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第701条の22から第701条の29まで　削除

入湯税特別徴収の手引　作成日　令和2年1月
改定日　令和3年8月
令和8年1月